



2026年2月20日

各 位

会 社 名 久光製薬株式会社  
代表者名 代表取締役社長 中富 一榮  
(コード番号:4530 東証プライム、名証プレミア、福証)  
問合せ先 広報・IR 課課長 坂井 憲  
(TEL. 03-5293-1704)

**タイヨー興産株式会社による当社株式等に対する公開買付けの結果並びに  
親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ**

タイヨー興産株式会社(以下「公開買付者」といいます。)が2026年1月7日から実施しておりました当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)、本新株予約権(注1)及び本米国預託株式(注2)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が、2026年2月19日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2026年2月27日(本公開買付けの決済の開始日)をもって、下記のとおり、当社の親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

(注1) 「本新株予約権」とは、以下①乃至⑪の新株予約権を総称していいます。

- ① 2015年7月10日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第1回新株予約権」といいます。)(行使期間は2015年7月28日から2065年7月27日まで)
- ② 2016年7月8日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第2回新株予約権」といいます。)(行使期間は2016年7月26日から2066年7月25日まで)
- ③ 2017年7月7日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第3回新株予約権」といいます。)(行使期間は2017年7月26日から2067年7月25日まで)
- ④ 2018年7月6日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第4回新株予約権」といいます。)(行使期間は2018年7月25日から2068年7月24日まで)
- ⑤ 2019年7月10日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第5回新株予約権」といいます。)(行使期間は2019年7月27日から2069年7月26日まで)
- ⑥ 2020年7月9日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第6回新株予約権」といいます。)(行使期間は2020年7月29日から2070年7月28日まで)
- ⑦ 2021年7月8日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第7回新株予約権」といいます。)(行使期間は2021年7月27日から2071年7月26日まで)
- ⑧ 2022年7月7日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第8回新株予約権」といいます。)(行使期間は2022年7月26日から2072年7月25日まで)
- ⑨ 2023年7月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第9回新株予約権」といいます。)(行使期間は2023年8月1日から2073年7月31日まで)
- ⑩ 2024年7月11日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第10回新株予約権」といいます。)(行使期間は2024年7月30日から2074年7月29日まで)
- ⑪ 2025年7月10日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第11回新株予約権」といいます。)(行使期間は2025年7月29日から2075年7月28日まで)

(注2) 「本米国預託株式」とは、Citibank, N.A.(以下「本預託銀行」といいます。)により米国で発行されている当社株式に係る米国預託証券が表章する本預託銀行に預託された米国預託株式をいいます。

#### I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「久光製薬株式会社(証券コード:4530)の株券等に対する公開買付けの

結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。本公開買付けに応募された当社株式の総数(41,803,599株)が買付予定数の下限(41,119,400株)以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

## II. 親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動について

### 1. 異動予定年月日

2026年2月27日(本公開買付けの決済の開始日)

### 2. 異動が生じる経緯

当社は、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株券等41,803,599株の応募があり、本公開買付けに応じて応募された当社株券等の数の合計が買付予定数の下限(41,119,400株)以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2026年2月27日(本公開買付けの決済の開始日)付で、当社の総株主等の議決権に対する公開買付者の所有する議決権の所有割合が50%を超えることとなるため、公開買付者は、新たに当社の親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に該当することとなります。

### 3. 異動する株主等の概要

新たに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に該当することとなる株主の概要

①名称	タイヨー興産株式会社								
②所在地	福岡県久留米市篠山町一丁目 12 番3パークノヴァ 501 号								
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中富 一榮								
④事業内容	1. 各種スポーツ施設及び娯楽施設並びに食堂、喫茶、売店の経営、指導 並びに賃貸借 2. 有価証券の保有、運用、投資 3. 広告代理業 4. 貸金業 5. 美術品の保有、売買、賃貸借 6. 経理、財務、労務、総務及び各種計算業務の代行並びにコンサルティング 7. 前各号に附帯する一切の事業								
⑤資本金	10,000,000 円								
⑥設立年月日	1987 年 11 月 18 日								
⑦大株主及び持株比率(2026 年 1 月 6 日現在)	中富一榮 100.00%								
⑧当社と公開買付者の関係	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">資 本 関 係</td><td>公開買付者は、当社株式を 1,771,200 株(注1)(所有割合(注2):2.51%)を所有しております。なお、公開買付者の代表取締役社長である中富一榮氏は、当社株式を 313,483 株(うち、本新株予約権 572 個の目的となる当社株式の数 57,200 株、当社の役員持株会を通じた間接所有:5,741 株)(所有割合:0.44%)を所有しております。</td></tr> <tr> <td>人 的 関 係</td><td>公開買付者の代表取締役社長である中富一榮氏は、当社の代表取締役社長を兼務しております。 本日現在、当社の従業員6名が公開買付者に出向しております。</td></tr> <tr> <td>取 引 関 係</td><td>該当事項はありません。</td></tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td><td>公開買付者は、当社の代表取締役社長である中富一榮氏が発行済株式の全てを所有しており、当社の関連当事者に該当します。</td></tr> </table>	資 本 関 係	公開買付者は、当社株式を 1,771,200 株(注1)(所有割合(注2):2.51%)を所有しております。なお、公開買付者の代表取締役社長である中富一榮氏は、当社株式を 313,483 株(うち、本新株予約権 572 個の目的となる当社株式の数 57,200 株、当社の役員持株会を通じた間接所有:5,741 株)(所有割合:0.44%)を所有しております。	人 的 関 係	公開買付者の代表取締役社長である中富一榮氏は、当社の代表取締役社長を兼務しております。 本日現在、当社の従業員6名が公開買付者に出向しております。	取 引 関 係	該当事項はありません。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社の代表取締役社長である中富一榮氏が発行済株式の全てを所有しており、当社の関連当事者に該当します。
資 本 関 係	公開買付者は、当社株式を 1,771,200 株(注1)(所有割合(注2):2.51%)を所有しております。なお、公開買付者の代表取締役社長である中富一榮氏は、当社株式を 313,483 株(うち、本新株予約権 572 個の目的となる当社株式の数 57,200 株、当社の役員持株会を通じた間接所有:5,741 株)(所有割合:0.44%)を所有しております。								
人 的 関 係	公開買付者の代表取締役社長である中富一榮氏は、当社の代表取締役社長を兼務しております。 本日現在、当社の従業員6名が公開買付者に出向しております。								
取 引 関 係	該当事項はありません。								
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社の代表取締役社長である中富一榮氏が発行済株式の全てを所有しており、当社の関連当事者に該当します。								

(注1) 公開買付者は、株式累積投資を通じて単元未満株式を間接的に所有しているところ、当該単元未満株式は証券会社の名義での保有であることから、公開買付者が所有する当社株式の数には、当該単元未満株式を含めていないとのことです。

(注2) 「所有割合」とは、当社が2026年1月6日付で公表した「2026年2月期 第3四半期決算短信[日本基準](連結)」(以下「当社第3四半期決算短信」といいます。)に記載された2025年11月30日現在の当社の発行済株式総数(75,164,895株)から、当社第3四半期決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数(4,762,875株)(なお、当該自己株式数には、当社の「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」の信託財産として久光製薬従業員持株会専用信託が所有する当社株式の数(298,500株)及び相互保有株式となる当社の持分法適用関連会社である丸東産業株式会社が2025年11月30日現在所有する30,450株を含めておりません。)を控除し、当社から2025年12月25日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権(952個(注3))の目的となる当社株式の数(95,200株)を加算した数(70,497,220株。以下「潜在株式勘定後株式総数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。

(注3) 2025年12月25日現在残存する本新株予約権の内訳は以下のとおりです。なお、本新株予約権のいずれも、目的となる当社株式の数は1個につき100株です。

名称	個数	目的となる当社株式の数
第1回新株予約権	115個	11,500株
第2回新株予約権	33個	3,300株

第3回新株予約権	44個	4,400株
第4回新株予約権	29個	2,900株
第5回新株予約権	79個	7,900株
第6回新株予約権	42個	4,200株
第7回新株予約権	51個	5,100株
第8回新株予約権	101個	10,100株
第9回新株予約権	176個	17,600株
第10回新株予約権	141個	14,100株
第11回新株予約権	141個	14,100株
合計	952個	95,200株

#### 4. 異動前後における当該株主等の所有する議決権の数及び議決権所有割合

タイヨー興産株式会社

	属性	議決権の数(議決権所有割合(注))			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	17,712個 (2.51%)	—	17,712個 (2.51%)	第10位
異動後	親会社、 主要株主である 筆頭株主 及び主要株主	435,747個 (61.81%)	—	435,747個 (61.81%)	第1位

(注) 異動前及び異動後の「議決権所有割合」は、潜在株式勘定後株式総数(70,497,220株)に係る議決権の数(704,972個)を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### 5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、公開買付者は、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

#### 6. 今後の見通し

上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けにより当社株式(ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式(注4)を除きます。)のすべてを取得できなかつたため、2026年1月6日付プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続により、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主(注4)のみとすることを予定しているとのことです。

当社株式は、本日現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場、株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)プレミア市場及び証券会員制法人福岡証券取引所(以下「福岡証券取引所」といいます。)本則市場に上場されておりますが、当該手続が実施された場合には、当社株式は各証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、当社株式が上場廃止となった後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場、名古屋証券取引所プレミア市場及び福岡証券取引所本則市場において取引することはできません。

今後の具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

(注4) 「本不応募合意株式」とは、中富一榮氏、株式会社ティ・ケー・ワイ(以下「ティ・ケー・ワイ」といいます。)、中富アセットマネジメント株式会社(以下「中富アセットマネジメント」といいます。)、株式会社SSTM(以下「SSTM」といいます。)、株式会社STM(以下「STM」といいます。)及び有限会社ティ・エム(以下「ティ・エム」といいます。)がそれぞれ所有する当社株式の合計3,917,742株並びに中富興産株式会社(以下「中富興産」といい、中富一榮氏、ティ・ケー・ワイ、中富アセットマネジメント、SSTM、STM、ティ・エム及び中富興産を総称して「本不応募合意株主」といいます。)が所有する当社株式126,400株の合計4,044,142株のことをいいます。

以上

(添付資料)2026年2月20日付「久光製薬株式会社(証券コード:4530)の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2026年2月20日

各 位

会 社 名 タイヨー興産株式会社  
代表者名 代表取締役社長 中富 一榮

## 久光製薬株式会社（証券コード：4530）の株券等に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

タイヨー興産株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2026年1月6日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）プレミア市場及び証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」といいます。）本則市場に上場している久光製薬株式会社（証券コード：4530、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）、本新株予約権及び本米国預託証券（「本新株予約権」及び「本米国預託証券」については、下記「1. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等に係る株券等の種類」の「② 新株予約権」及び「③ 株券等預託証券」において定義します。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2026年1月7日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2026年2月19日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### （1）公開買付者の名称及び所在地

名称 タイヨー興産株式会社  
所在地 福岡県久留米市篠山町一丁目12番3パークノヴァ501号

##### （2）対象者の名称

久光製薬株式会社

##### （3）買付け等に係る株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

(a) 2015年7月10日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）（行使期間は2015年7月28日から2065年7月27日まで）

(b) 2016年7月8日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年7月26日から2066年7月25日まで）

(c) 2017年7月7日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）（行使期間は2017年7月26日から2067年7月25日まで）

(d) 2018年7月6日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年7月25日から2068年7月24日まで）

(e) 2019年7月10日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年7月27日から2069年7月26日まで）

- (f) 2020年7月9日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年7月29日から2070年7月28日まで）
- (g) 2021年7月8日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年7月27日から2071年7月26日まで）
- (h) 2022年7月7日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年7月26日から2072年7月25日まで）
- (i) 2023年7月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年8月1日から2073年7月31日まで）
- (j) 2024年7月11日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第10回新株予約権」といいます。）（行使期間は2024年7月30日から2074年7月29日まで）
- (k) 2025年7月10日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第11回新株予約権」とい、第1回新株予約権乃至第11回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2025年7月29日から2075年7月28日まで）

### ③ 株券等預託証券

Citibank, N.A.（以下「本預託銀行」といいます。）により米国で発行されている対象者株式に係る米国預託証券（以下「本米国預託証券」といいます。）が表章する本預託銀行に預託された米国預託株式（以下「本米国預託株式」といいます。）

（注）本預託銀行が2016年5月11日付で米国証券取引委員会に提出した本米国預託証券に係る届出書（Form F-6EF）（以下「本米国預託証券届出書」といいます。）によれば、対象者株式については本米国預託証券が発行されていますが、本米国預託証券の発行には、対象者は関与していないとのことです。本公開買付けにおいては、対象者株式の全ての取得を目指していたことから、公開買付者は、法第27条の2第5項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第8条第5項第3号の規定に従い、対象者の発行する全ての株券等について売付け等の申込みの勧誘を行う必要があるため、買付け等をする株券等の種類に本米国預託証券を含めておりました。一方で、本米国預託証券は、米国で発行されている証券であるところ、日本国の居住者である公開買付者が米国外で実施される本公開買付けにおいてその取得を行うにあたり、実務上、公開買付代理人としてその取扱いを行うことができる金融商品取引業者等が存在しないため、本公開買付けにおいて公開買付者が本米国預託証券自体の取得を行うことは困難であることが判明しております。そのため、本公開買付けにおいては対象者株式及び本新株予約権の応募のみの受付けを行い、本米国預託証券自体の応募の受付けは行わず、本米国預託証券が表章している本米国預託株式に係る対象者株式の応募の受付けを行うことにいたしました。なお、本米国預託証券届出書によれば、本米国預託株式1株は対象者株式4分の1株に相当するものとされております。

### （4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	64,681,878株	41,119,400株	一株
合計	64,681,878株	41,119,400株	一株

（注1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（41,119,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（41,119,400株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数（64,681,878株）を記載しております。当該最大数は、対象者が2026年1月6日付で公表した「2026年2月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第3四半期決算短信」といいます。）に記載された2025年11月30日現在の対象者の発行済株式総数（75,164,895株）から、対象者第3四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（4,762,875株）（なお、当該自己株

式数には、対象者の「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」の信託財産として久光製薬従業員持株会専用信託が所有する対象者株式の数（298,500株）及び対象者から報告を受けた相互保有株式となる対象者の持分法適用関連会社である丸東産業株式会社が2025年11月30日現在所有する30,450株を含めておりません。）を控除し、対象者から2025年12月25日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権（952個（注3））の目的となる対象者株式の数（95,200株）を加算した数（70,497,220株。以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。）から本日現在公開買付者が所有する対象者株式の数（1,771,200株）及び本不応募合意株式（注4）（4,044,142株）を控除した株式数です。

(注3) 対象者から2025年12月25日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権の内訳は以下のとおりです。なお、本新株予約権のいずれも、目的となる対象者株式の数は1個につき100株です。

名称	個 数	目的となる対象者株式の数
第1回新株予約権	115個	11,500株
第2回新株予約権	33個	3,300株
第3回新株予約権	44個	4,400株
第4回新株予約権	29個	2,900株
第5回新株予約権	79個	7,900株
第6回新株予約権	42個	4,200株
第7回新株予約権	51個	5,100株
第8回新株予約権	101個	10,100株
第9回新株予約権	176個	17,600株
第10回新株予約権	141個	14,100株
第11回新株予約権	141個	14,100株
合 計	952個	95,200株

(注4) 「本不応募合意株式」については、本公開買付けに係る公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）をご参照ください。以下同じです。

(注5) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注6) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注7) 公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

## （5）買付け等の期間

### ① 買付け等の期間

2026年1月7日（水曜日）から2026年2月19日（木曜日）まで（30営業日）

### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

## （6）買付け等の価格

- ① 普通株式 1 株につき、金 6,082 円
- ② 新株予約権
  - (a) 第 1 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
  - (b) 第 2 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
  - (c) 第 3 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
  - (d) 第 4 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
  - (e) 第 5 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
  - (f) 第 6 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
  - (g) 第 7 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
  - (h) 第 8 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
  - (i) 第 9 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
  - (j) 第 10 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
  - (k) 第 11 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
- ③ 株券等預託証券（米国預託証券）
 

本米国預託証券が表章する本米国預託株式に係る対象者株式 1 株につき、金 6,082 円

（注）本米国預託証券届出書によれば、本米国預託株式 1 株は対象者株式 4 分の 1 株に相当するものとされているところ、本公開買付けにおいては、本米国預託証券自体の応募の受付けは行わず、本米国預託証券が表章している本米国預託株式に係る対象者株式の応募の受付けを行うこととしていることから、本米国預託証券を本預託銀行に引き渡すことにより交付を受けることとなる対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格を記載しております。

## 2. 買付け等の結果

### （1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（41,119,400 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（41,803,599 株）が買付予定数の下限（41,119,400 株）以上となりましたので、公開買付開始公告（その後公表により訂正された事項を含みます。）及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### （2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、令第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2026 年 2 月 20 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

### （3）買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	41,803,599 (株)	41,803,599 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—
合計	41,803,599	41,803,599
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	17,712 個	(買付け等前における株券等所有割合 2.51%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	70,036 個	(買付け等前における株券等所有割合 9.93%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	435,747 個	(買付け等後における株券等所有割合 61.81%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	40,441 個	(買付け等後における株券等所有割合 5.74%)
対象者の総株主等の議決権の数	713,556 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」については、特別関係者が所有する株券等のうち本不応募合意株主（注2）が所有する本不応募合意株式以外の株券等についても買付け等の対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本不応募合意株式(4,044,142株)に係る議決権の数(40,441個)のみを分子に加算しております。

(注2) 「本不応募合意株主」については、公開買付届出書をご参照ください。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2025年10月10日に提出した第124期中半期報告書に記載された総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権についても買付け等の対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘定後株式総数（70,497,220株）に係る議決権の数（704,972個）を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

2026年2月27日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。なお、オンライントレード（<https://trade.smbcnikko.co.jp/>）からの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

### 3. 本公開買付け後の方針及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、公開買付届出書に記載した内容から変更はありません。公開買付者は、対象者株式を非公開化する方針であり、本公開買付けにより公開買付者が対象者株式（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）、本新株予約権及び本米国預託証券の全てを取得することができなかつたため、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者株式の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を2026年4月中旬に開催することを、対象者に要請する予定です。

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場、名古屋証券取引所プレミア市場及び福岡証券取引所本則市場に上場されておりますが、当該手続が実施された場合には、各証券取引所の上場廃止基準に該当し、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場、名古屋証券取引所プレミア市場及び福岡証券取引所本則市場において取引することはできません。

今後の具体的な手続及び実施時期につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

### 4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

タイヨー興産株式会社	福岡県久留米市篠山町一丁目12番3パークノヴァ501号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号

以上

#### 【勧誘規制】

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実は本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

#### 【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に、米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下同じです。) 第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿つたものではありません。本プレスリリースの中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

#### 【将来予測】

本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者 (affiliate) は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者、公開買付者及び対象者の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関係会社を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲のほか、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英文ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。

会社法に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い、公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。

#### 【その他の国】

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本プレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。